

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

松本市子どもの権利に関する条例は、子どもが一人の人間として、成長、自立していくために、市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となるものです。また、子ども支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していく指針でもあります。

松本市では、平成25年4月に松本市子どもの権利に関する条例を施行し、その理念の実現を目指して、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するため、「第1次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（以下「第1次推進計画」という。）を策定しました。

第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画（以下「第2次推進計画」という。）は、第1次推進計画の基本理念、基本目標を継承しつつ、子どもの育ちや、支援者への支援をより明確にするため、施策の方向を7つから8つに見直しました。そして第1次推進計画を、数値目標だけにとらわれない形で評価・検証をした中間報告（平成29年報告）も踏まえながら、子どもの権利に関するアンケート調査結果（以下「子どもの権利アンケート」という。）や松本市民満足度調査結果、そして子どもたちへのヒアリング結果等による、子どもや保護者・市民の意見も聴取し、明らかになった課題に向き合った計画としました。

特徴的な取組みとして、1つ目は、貧困・虐待・いじめ・不登校、外国にルーツを持つ子ども・性的マイノリティの子ども・障害のある子どもなど、子どもたちやその取り巻く環境の多様化についても意識し、まち全体で子どもの育ちを支えることを目指すこと。2つ目は、18歳までの子ども期に留まらない、キッズ&ユースデモクラシーを踏まえた、若者期へのつながりを見据えた子ども施策を考えたこと。3つ目として、保護者や支援者への支援をより明確化したこと。この3点を踏まえて子どもの権利条例の更なる推進のため、そしてすべての子どもにやさしいまちづくりの実現に向け一歩進めた第2次推進計画としました。

健康寿命延伸都市・松本を推進し、命を大切にすまちとして、また、地域の公民館での学びから住民自治を強め、地区ごとの地域づくりを大切にしてきたまちとして、子どもの権利条例の理念の実現や発展を、行政だけでなく市民とともに目指していけるものにしたいと考えています。

2 計画の位置付け

この第2次推進計画は、子どもの権利条例第22条に基づき策定するもので、子どもの権利を実現する子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための計画です。

健康寿命延伸都市・松本の創造を目指すべき将来の都市像とする「松本市総合計画基本構想2020」および「第10次基本計画」（平成28～令和2年度）のほか、子ど

もの権利保障の視点から、子どもに関わる他の計画「松本市子ども・子育て支援事業計画」、「松本市教育振興基本計画」、「松本市地域づくり実行計画」、「松本市食育推進計画」、「松本市健康づくり計画 スマイルライフ 松本21」等と整合を図りながら策定しました。更に、本計画から抽出した「松本市子どもの未来応援指針」、「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」も含めて、子どもの権利を保障する視点から事業を推進していくものです。

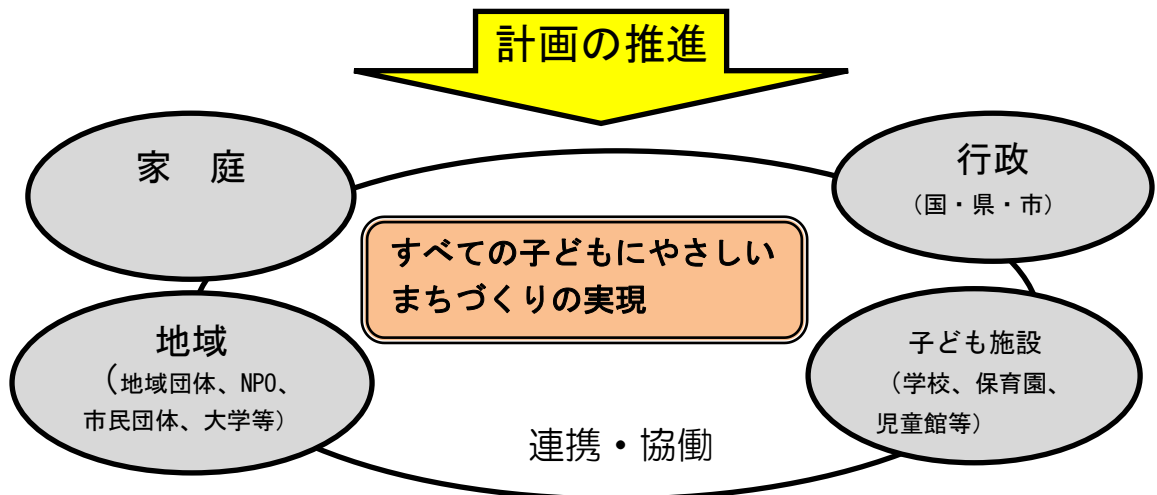
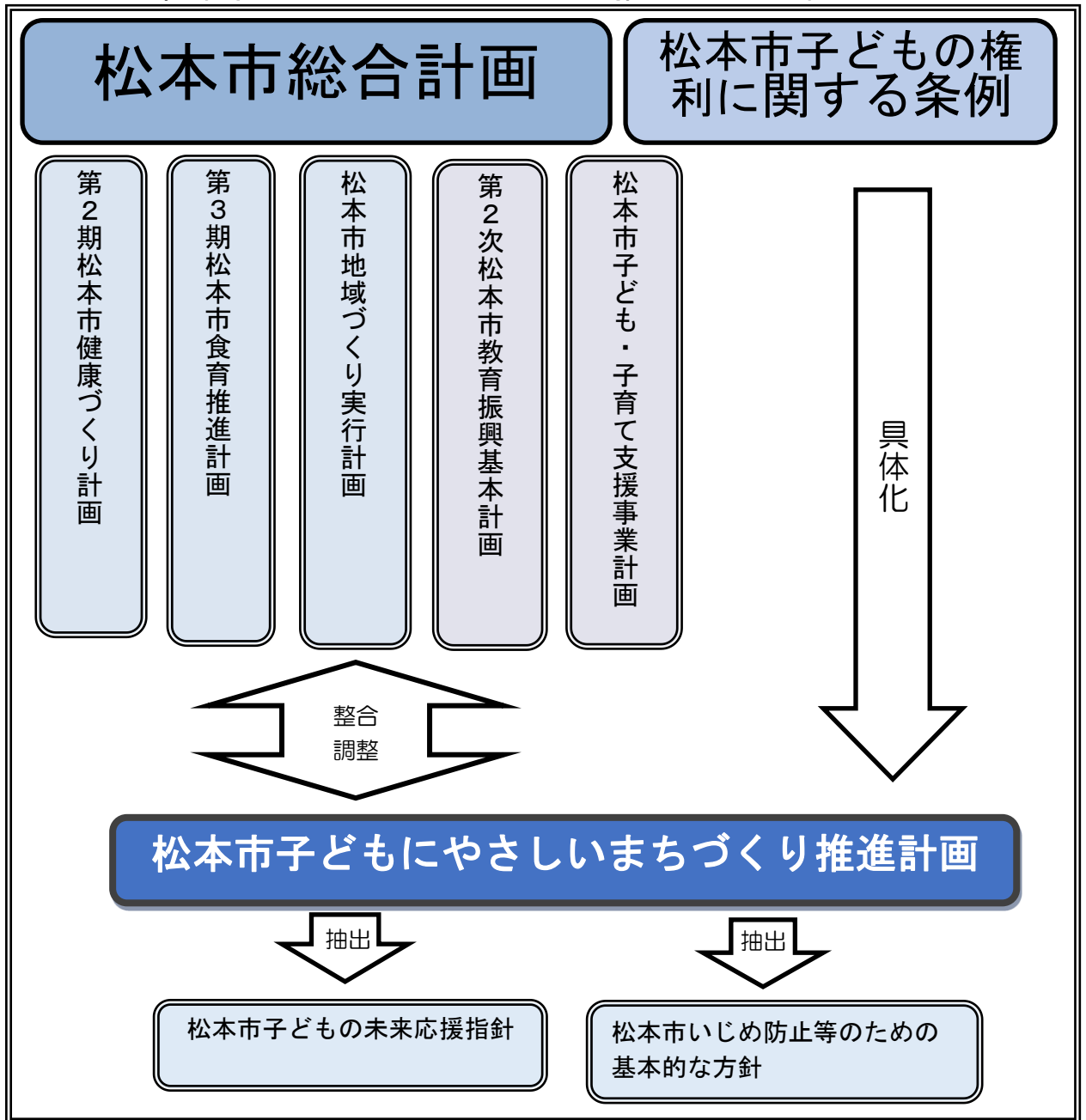
また、本市の子どもに関わる計画は、すべて子どもの権利条例に基づいた視点で計画されています。計画の位置付けイメージは、次ページのとおりです。

特に関連の深い計画として「松本市子ども・子育て支援事業計画」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「松本市次世代育成支援行動計画」（平成17～26年度）の内容を、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」とともに引き継ぎ、子ども施策を総合的に進めるものです。

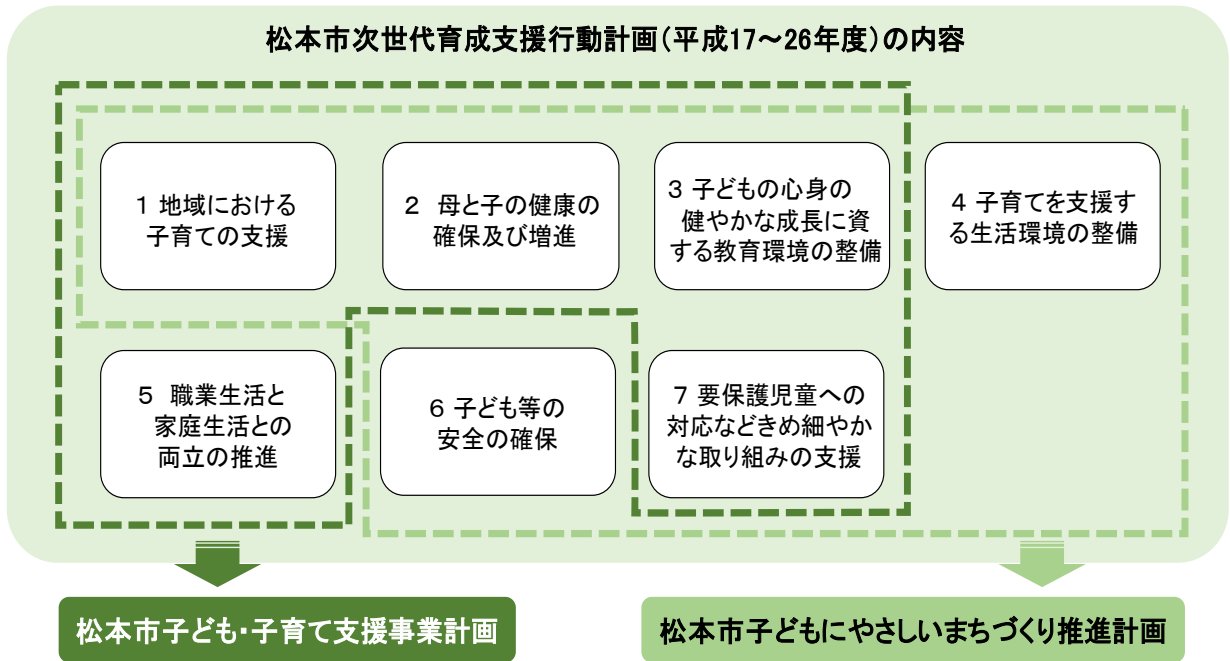
松本市子ども・子育て支援事業計画は「幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の需給計画、仕事と家庭の両立を実現する環境づくりの施策・事業」を担っており、松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画は、それ以外の子育て支援施策を網羅しています。

松本市次世代育成支援行動計画の施策との対応関係は5ページの図に示すとおりです。

松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の位置付け



松本市子ども・子育て支援事業計画との関係



3 計画期間

令和2年度(2020年4月)から令和6年度(2025年3月)までの5年間とします。

毎年度、取組状況を検証し、課題を整理しながら新たな取組みについて計画します。

また、中間年の令和4年度には、令和3年度に実施を予定しているアンケートなどの実態調査も踏まえ、中間評価を行います。

4 第1次子どもにやさしいまちづくり推進計画の成果

(1) 全体総括

子どもの権利に関する条例の制定後、子どもにやさしいまちづくりを推進するために、様々な施策を行い、平成29年には中間報告として検証も行ってきました。健康寿命延伸都市として、乳幼児期からの取組みが健康寿命を延ばすことにつながると考え、次世代を育むまちづくりとして従来まで実施していた施策の継続や拡充、同時に子どもの権利の理念を根底に置いた事業として、子ども子育て安心ルーム、子どもの未来応援事業、産後ケア事業、保育園の芝生化促進（体づくり）など新たな子どもや保護者を支援する事業を数多く展開してきました。

その結果、平成29年に実施した大手シンクタンク（野村総合研究所）による全国100都市成長可能性ランキングで、「子育てしながら働ける環境がある」について1位になるなど、松本市の子ども・子育て施策が外部でも評価されてきました。

ここでは、第1次推進計画での施策の方向別に、第1次推進計画の成果として前進してきた内容や、中間報告での目標に対しての成果をまとめました。

(2) 施策の方向別の成果

ア 【施策の方向1】子どものいのちと健康を守り大切にす環境づくり

子どもを安心して産み育てる環境づくりとして、安定した医療を提供するための「松本地域出産・子育て安心ネットワーク」や、保健師が妊娠届時からすべての妊婦に関わり、きめ細かな乳幼児健診、育児学級、相談、また民生・児童委員による新生児宅を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」など継続して取り組んできました。それに加え、平成28年度からは、妊娠から出産子育てまでの切れ目のない支援のため「子ども子育て安心ルーム」をこどもプラザ・健康づくり課・保育課内に設置したり、産後ケア事業、産婦健診事業等を拡充し周産期の支援を充実してきました。

また、子どものいのちと人生の質を高めるため、地域で育む心身の健康づくりを目指して、いのちの大切さに触れ合う取組みや、遊びの中で自然と触れ合う取組み等を、地域と学校・保育園・幼稚園と連携して実施してきました。特に保育園における芝生化は、年次計画で増設し、子どもたちの運動量の増加等が結果として表れてきています。

イ 【施策の方向2】子どもの権利の普及と学習への支援

子どもの権利の普及を図り、学習の支援を進めるため、全市民に向けて、市政番組や広報まつもと等で特集を組み、子どもの権利の日フォーラムを11月に開催して広く周知を行いました。また、年代別では、未就学児に対して、「子どもの権利紙芝居」を作成し、保育園等で活用しました。小中学生、高校生に対しては、子どもの権利に関するチラシ、相談室を紹介する「こころの鈴カード」や「こころの鈴通信」を配布しました。特に小中学生に対しては、子どもの権利

ニュースを年3回配布したほか、子ども向け学習パンフレットを毎年全員に配付すると同時に、教師向けの指導者用マニュアルも配付して授業で活用しました。そして、保護者向けとして、子どもの権利に関する研修会の開催により周知を行ってきました。

子どもの権利に関する条例の認知度は、子どもの権利アンケートでは、中間報告時点（平成29年）に目標とした75%には及ばず、57.4%でした。しかし条例施行当初に比べると上昇してきており、また小中学生は7割程度と、目標値に近づいてきています。

ウ 【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実

子どもの権利相談室「こころの鈴」の認知度は、全体では64.8%で、中間評価時点で目標とした80%には及びませんでした。小学生は85.9%で目標を達成しました。

相談件数を見ると、年々上昇し、子どもや保護者にとって身近な場所になりつつあることが伺えます。

また、子どもの権利侵害に対して、子どもの人権の救済や回復のために支援を行う第三者機関として設置している子どもの権利擁護委員は、日常の相談のほかに、救済のための措置として、自己発意を平成28年度に1件、自己調査を平成30年度に1件実施し、ともに結果を公表しました。これは、子どもの権利侵害に対する救済の取組みを着実に進展させていると言えます。

中間報告時点で課題としてあげられた、関係機関との連携は、一堂に会する会議開催までは至っていませんが、個別に多くの機関との連携もされるようになってきています。

子どもの権利相談室「こころの鈴」の周知のため行ってきた事業としては、小中学校、高校への周知カードや通信の配布、児童センター等での学習会、地区民生児童委員協議会での出前講座やPTAでの研修会、子どもの権利擁護委員による講座などの啓発活動などがあります。

そのほかに子どもや保護者・子育て支援者の相談場所として、まちかど保健室や青少年相談、家庭児童相談、教育相談、児童虐待相談、女性センターでの相談など、多岐にわたって継続して実施しています。

エ 【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進

学校や地域で意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合は、中間報告時点の調査（平成27年度）より、平成30年度の子どもの権利アンケートではいずれも上昇し、少しずつ取組みの成果が出てきていると思われます。（学校：71.8%→73.6%、地域：22.0%→23.8%）

地域によっては、公園の整備や子どもの居場所である児童館建設にあたって、計画段階から子どもたちの意見を取り入れたものにするなどの事例もありました。

従来から実施している、子ども会育成会の事業や、将来の地域のリーダーを育成するためのジュニアリーダー活動、地域での様々な活動への子どもの参加等に加え、新たに、平成27年から「まつもと子ども未来委員会」（小学5年生から高校3年生までの公募による委員会）を設置し、地域や年齢の違う子ども同士が集まって、大学生のサポーターの協力も得ながら、松本市のことを考え、市への

提言（意見表明）等を行ったり、全国規模で開催されるフォーラムやシンポジウムなどに参加して意見を表明したり、子ども交流事業によって他都市の子どもとの交流を図るなど、社会参加について多くの機会を提供してきました。

オ 【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進について

自宅以外で安全・安心に過ごせる放課後の居場所としての児童センターや放課後児童クラブのほか、つどいの広場やこどもプラザ、運動施設や地域での公民館などで、従来から居場所づくりを実施してきましたが、更に青少年の居場所として、体育施設や学習スペースの整備を進めました。

また、様々な理由で学校に行くことができない子どもたちの居場所として、中間教室や子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」では、子どもが、ありのままの自分でいられる場所として、一人ひとりの子どもに寄り添い、自ら新しい一歩を踏み出せるよう支えるとともに、保護者の相談にも応じるなど、運営を充実・強化してきました。民間でも同様の活動をする団体も出てきており、今後は連携やシステム作りも必要となってきました。

平成29年度からは、子どもの権利に関する条例の理念に基づく子どもの貧困対策の一環として、子どもの豊かな食事や学習・保護者への支援を行う子どもの居場所づくり事業（子どもの未来応援事業）を開始し、実施団体への支援を充実しています。参加することで、「いろいろな人と話せて自信がついた」などの声もあり、自己肯定感の上昇にも繋がっていることが推察されます。

カ 【施策の方向6】 子どもが地域等で健やかに成長するための支援

従来まで実施していた、地域や学校で行う子どもの安全・防災活動への支援のほか、35地区の地域づくりセンター毎に、子どもの見守り等も実施するなど地域での包括的な互助システムを充実してきました。

また、地域の中で子どもがつながりをつくるための「トライやるエコスクール事業」などでは、子どもたちが主体的に活動できるようになったという報告もありました。

平成26年からは、大人が家庭や地域で、子どもと積極的に関わりを持ち、子どもを笑顔にする活動を推奨する「まつもと子どもスマイル運動」を始めました。この運動を形として表したスマイルバンドを配布したり、ポスターにより市民の意識の向上を図ってきました。

キ 【施策の方向7】 子どもの育ちや子育てへの支援

松本市が従来から実施している子ども自身の育ちを支援することと、子育てをしている保護者を支援するための様々な事業を継続して行うとともに、不登校、発達障害、貧困に対しての支援や病児保育などを拡充し、支援の充実を図ってきました。

また、市内4カ所の子どもプラザ内に「子ども・子育て安心ルーム」を設置し、子育てコンシェルジュと、地区担当保健師・母子保健コーディネーター・保育コンシェルジュが、子育てしている保護者一人ひとりに寄り添いながら継続的に支援をしていくシステムを作り、年々充実を図りました。

メディアをとりまく様々な課題に対しても、従来から小中学生やその保護者への啓発を行ってきましたが、身体への影響や依存性等も考慮して、新たに乳幼児の年齢からの対策として、乳幼児から小学生の保護者に対してのチラシ配布や、子どもたちへの教育内容の検討等も行ってきました。